

**令和8年度稼ぐ海外展開モデル支援事業
「稼ぐ海外展開モデル構築支援補助金」
募集要領**

【募集・申請受付期間】

令和8年6月24日（水）～7月17日（金）12時00分

【事前相談期間】

令和8年6月24日（水）～7月15日（水）17時00分

受付時間 月曜から金曜まで（祝祭日を除く）

9時00分 ～ 17時00分

（昼休憩12時00分～13時00分を除きます）

【問い合わせ先・書類提出先】

公益財団法人沖縄県産業振興公社

産業振興部 海外・ビジネス支援課

「稼ぐ海外展開モデル構築支援補助金」事務局

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831番地1

沖縄産業支援センター 4階

Eメール okinawahub@okinawa-ric.or.jp

電話番号 098-859-6238

FAX 098-859-6233

【事業実施主体】

沖縄県 商工労働部

グローバルマーケット戦略課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 8階

Eメール aa050075@pref.okinawa.lg.jp

電話番号 098-866-2340

1 事業内容

(1) 目的

本事業は、沖縄県内に本店又は主たる事業所を有する法人又は個人事業者（以下「県内企業」という。）が、海外市場において継続的に収益を生み出すビジネスモデルを構築するための取組に対して支援を行うことにより、県内企業の海外での「稼ぐ力」の向上、及び沖縄県内で生産、加工又は付加価値が付与された農林水産物、加工品、工業製品又は工芸品等（以下「県産品等」という。）の海外販路の拡大を図ることを目的とします。

また、県内企業の海外ビジネスの持続的発展に資するため、専門家等のハンズオンによる企業支援と自走化に向けたモデル構築を推進します。

(2) 事業実施期間

交付決定の日から、当該会計年度の1月31日までとします。

(3) 補助率及び補助金交付額上限

① 補助率

補助対象経費の5分の4以内とします。

② 補助額の上限

1件あたり5,000,000円以内とします。

(4) 補助対象事業者

本補助金の対象となる者は、次のいずれかに該当する者としてとします。

① 県内生産者（沖縄県内に本店又は主たる住所（個人事業主の場合等）を有する生産者又は加工・製造者）

② 県内輸出事業者（沖縄県内に本店又は事業所を有し、輸出を行う法人）

③ 県内生産者、県内輸出事業者又は県内支援機関等を代表事業者とし、これら以外の県外又は海外流通事業者と連携して事業を実施するコンソーシアム

※ 海外流通事業者は、コンソーシアムの連携事業者としてのみ申請を認められます。

(5) 補助対象国・地域

台湾、中国、香港、韓国、シンガポール、タイ、ベトナム、マレーシア、フィリピン、北米、欧州、豪州、その他知事が認める国・地域

(6) 本募集要領における「県産品」の定義

次のいずれかに該当するものとします。

① 県内生産者及び県内輸出事業者が、県内で生産、加工等を行った農林水産物、加工品、工業製品又は工芸品等

② 県内生産者及び県内輸出事業者が、外部への製造・加工委託等により生産、加工等を行ったもので、かつ、県内生産者及び県内輸出事業者が販売する農林水産物、加工品、

工業製品又は工芸品等

(7) 要件

1社（1コンソーシアム）につき年1回までの申請とし、最長3年間まで継続申請可とします。継続可否は今年度末に継続審査を行い、審議の上決定します。採択予定件数は年間10件程度です。

ただし、本事業は当該年度の当初予算の成立を前提として実施するものであり、県議会による予算案の審議状況によっては、事業の実施を見合わせる場合があります。

2 補助対象経費

補助事業の目的達成に直接必要な経費として知事が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付します。

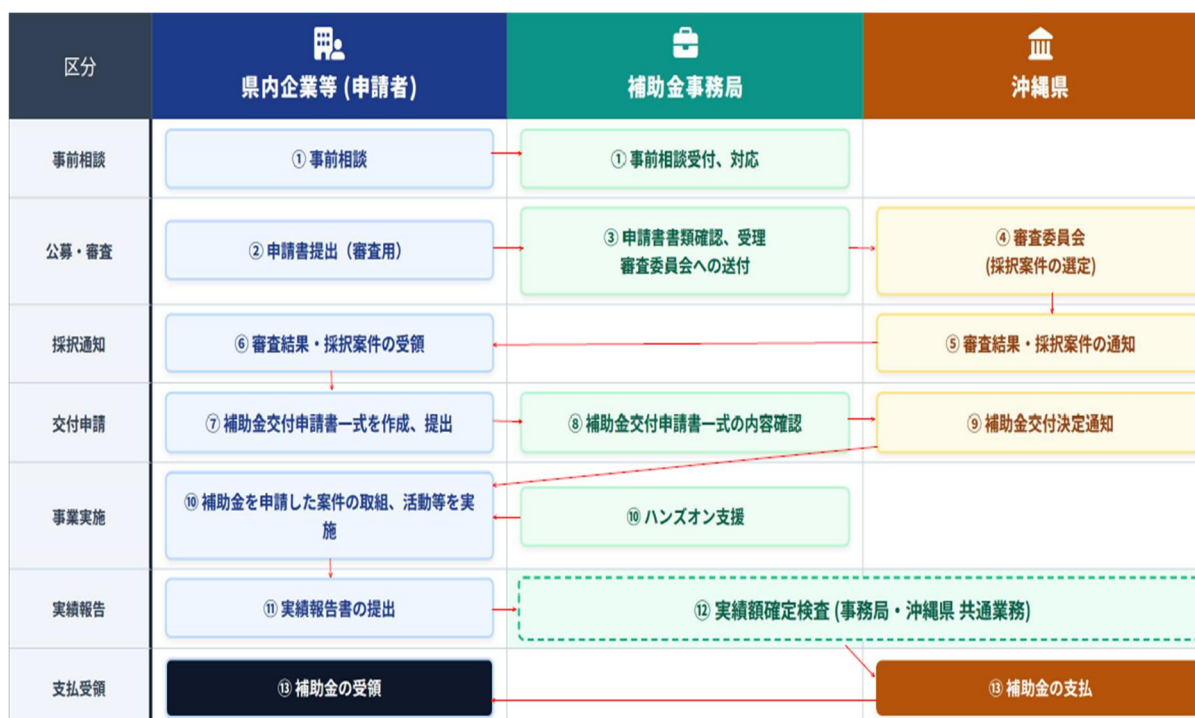
- (1) 海外展示会出展費（出展料は2ブースまで、会場設営費、装飾費、什器等リース料）
- (2) 広告宣伝費（製作費、メディア掲載料、オンライン広告費等）
- (3) 販売促進活動人件費（販売促進員の手配・派遣。2人まで。日当単価上限8,000円/人又は実費のいずれか低い方を適用します。）
- (4) 謝金（通訳、実演販売者、パフォーマー等の手配・派遣）
- (5) 事務費（税を除く手数料、消耗品費、通信・運搬費、翻訳費等）
- (6) 海外渡航費（1回の渡航につき2人以内、7泊8日以内、年2回まで）
- (7) 海外市場調査費
- (8) バイヤー招聘費（当該年度内で合計2人まで、1回あたり3泊4日以内）
- (9) 商品開発及び改良費（包装等改良費、成分検査費用等）
※ 税金等（消費税、国際観光旅客税等）や、交付決定前に支払った経費は対象外とします。
- (10) その他、補助事業の目的達成に直接必要なものに限り、知事が必要と認める経費
※ 本号の適用については、内容や金額等の妥当性を沖縄県に事前確認の上、認められたものに限りします。

3 事業の流れ

- (1) 本補助金は、沖縄県が補助金申請書の募集、審査、採択、補助金交付決定、補助金支払等の制度を運用します。一方、県内企業からの申請に係る相談、助言、受付、伴走支援等、各事業者のビジネスに関連する内容について、沖縄県が（公財）沖縄県産業振興公社に支援業務を委託し、補助金事務局を設置します。
- (2) 補助金の申請を希望する県内企業は、沖縄県産業振興公社のコーディネーターに事前申請内容のご相談をいただくことができます。申請までに必要な記載、情報、資料等が一式揃うよう、補助金事務局が事前相談や手続きのサポートを行います。
- (3) 応募者は、応募書類一式を補助金事務局に提出します。補助金事務局は申請に必要な書類が揃っているか確認します。

- (4) 沖縄県は、外部有識者を含む審査委員会を設置・開催し、各申請案件の審査を行います。書面審査による一次審査、応募者の口頭発表による二次審査により、採択する案件を選定します。
- (5) 審査委員会の結果に基づき、沖縄県は、その結果を各応募者に通知します。
※ 審査委員会において、採択条件を付した上で採択する場合があります。
- (6) 採択通知を受けた県内企業は、補助金事務局の専門コーディネーター等のサポートのもと、補助金交付決定に必要な「交付申請書」関係書類等を準備し、補助金事務局に提出します。
- (7) 補助金事務局での確認後、申請書類一式の送達を受けた沖縄県が、申請者に補助金の交付決定通知を発行します。
- (8) (7)の交付決定通知の受領後、申請者は補助金申請を行った取組みや活動を実施します。併せて、補助金事務局のハンズオン支援も活用しながら、持続性のある海外ビジネスモデルの策定・構築に取り組んでください。
- (9) 補助金交付申請を行った取組み・活動の終了後、所定の実績報告書を補助金事務局に提出してください。

【事業フロー図】



4 応募資格・要件

次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 日本国内で登録されている企業であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(参考) 地方自治法施行令 第 167 条の 4

- 1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

- (3) 業務進捗状況や内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (4) 法人税、県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (5) 本事業の実施にあたり、海外市場における事業成果を把握・分析をするため、交付申請時に事業計画書内に「海外売上高」「輸出額」「海外取引件数」「海外販売拠点数」等の成果指標（KPI）を設定すること。
- (6) 補助事業終了後から 5 年間は、効果検証のための追跡調査（達成状況の報告）に協力すること。
- (7) 補助対象経費について、国又は地方公共団体等からの他の補助金と重複して受給していないこと。

5 応募手続

補助を希望する事業者は、本募集要領に沿って、申請書一式 8 部（正本 1 部、副本（写し） 7 部）を作成し、提出期限までに持参又は郵送（簡易書留）にて以下の補助金事務局まで提出してください。

通信障害や不具合等による不測の事態を避けるため、Eメール又は FAX 等の通信経由での提出は受け付けられません。

募集 期間	令和 8 年 6 月 24 日（水）から 7 月 17 日（金）12 時 00 分まで（必着） 上記期限以降は、各応募者への公平な対応とするため、応募書類のお持ち込みを受け付けることができません。 十分な余裕を持って提出してください。
----------	---

<p>事前相談 期間</p>	<p>沖縄県からの委託により、(公財)沖縄県産業振興公社内に補助金事務局を設置し、申請に係る事前相談、助言、確認等を行います。</p> <p>【受付期間】 令和8年6月24日(水)～7月15日(水)17時00分</p> <p>【問い合わせ先】 公益財団法人沖縄県産業振興公社 産業振興部 海外・ビジネス支援課 「稼ぐ海外展開モデル構築支援補助金」事務局 okinawahub@okinawa-ric.or.jp 電話番号 098-859-6238 FAX 098-859-6238</p> <p>〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831番地1 沖縄産業支援センター 4階</p>
<p>申請書 提出</p>	<p>応募書類等は、次の提出期限までに、補助金事務局に持参、又は郵送(簡易書留)により提出してください。</p> <p>郵送により提出する場合は、提出期限までに提出先に必着するようにしてください。</p> <p>【提出期限】 <u>令和8年7月17日(金)12時00分</u></p> <p>【提出先】 公益財団法人 沖縄県産業振興公社 産業振興部海外・ビジネス支援課 「稼ぐ海外展開モデル構築支援補助金」事務局 okinawahub@okinawa-ric.or.jp 電話番号 098-859-6238</p> <p>〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831番地1 沖縄産業支援センター 4階</p>

6 申請書の提出要領

申請書は紙媒体で作成、提出してください。以下の様式及び他資料を①から⑮まで順に綴り、各項目の資料ごとにインデックスを付けてください。資料の長辺左側に2つ穴を空け、資料一式をフラットファイルに綴り、8部(原本1部、コピー7部※片面印刷)を作成

してください。

- (1) 補助金交付申請書（交付要綱様式第1号）
- (2) 会社概要（別紙1）
- (3) 企画書（別紙2）
- (4) 収支計算書（別紙3）
- (5) 収支計算書内訳（別紙4）及びその根拠となる見積書等
 - ※ 海外で発行されたものは、内容がわかるよう簡易な日本語訳を付けてください。
 - ※ 交付要綱第6条第3項の規定に基づき、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該税額を減額して申請（税抜で計上）してください。
- (6) 実施計画書（様式任意）
- (7) 海外売上高、輸出額、海外取引件数等の成果指標（KPI）を設定した書類
- (8) コンソーシアム共同企業体協定書等
 - ※ コンソーシアムによる申請の場合に提出してください。体制や代表事業者の責任を明確にしたものに限りませう。
- (9) 申請者の履歴事項全部証明書（法人の場合、写しも可能です）又は住民票（原本のみ）及び確定申告書の写し（個人事業主の場合）
- (10) 県税納税証明書
 - ※ 法人事業税又は個人事業税の直近1年分の未納がないことを証明する書類です。原本のみ提出してください。
- (11) 国税納税証明書
 - ※ 法人税と消費税及び地方消費税又は申告所得税の直近1年分の未納がないことを証明する書類です。原本のみ提出してください。
- (12) 誓約書・確認書（別紙5）
- (13) 年間計画書（別紙6）
- (14) 決算書（貸借対照表、損益計算書）3期分及び過去3年間の輸出実績
 - ※ 3期分の決算書が準備できない場合は直近のものを、輸出実績がない場合は輸出計画書等を提出してください。
- (15) 債権者登録申請書、銀行口座の写し（初回又は変更時に提出してください。）
 - ※ 補助事業者が設立1年未満で決算期が未到来であり、納税実績がない場合は、(10)及び(11)の提出は不要です。

パワーポイント等によるプレゼン資料の添付も可としますが、A4で1枚につきスライド1ページの見やすいサイズで作成し、ページ数を付してください。

7 選定から採択まで

- (1) 選定の方法
 - ① 審査は全て非公開で実施します。各応募者間で同一条件かつ公平な対応を行う観点

から、審査の過程・評価等に関する個別のお問い合わせには対応いたしかねます。あらかじめご了承ください。

- ② 交付申請書の審査は、初めに、提出された書類に基づく書類審査を行います（一次審査）。二次審査を実施する申請を選定し、各応募者に一次審査結果を通知します。
- ③ 続いて、沖縄県が設置する審査委員会において、二次審査を実施する応募者を対象として、審査委員会における口頭でのプレゼンテーションを行っていただき、その内容を審査します（二次審査）。
プレゼンテーションは、提出期限までに提出された書類と内容に基づき行うこととし、それ以降に作成又は更新された記載、資料、データ等は審査対象外とします。
- ④ 二次審査終了後、採択予定として選定された申請の応募者の辞退、或いは補助金交付申請を行った取組みや活動に関する準備や協議が整わなかった場合など、補助金交付に必要な条件や手続きが整わない場合には、次順位以降の者を繰り上げて採択することがあります。
- ⑤ 選定審査においては、以下の認証制度を取得している県内企業については、加点対象として評価します。これら制度を取得している場合、取得が確認できる資料を企画提案書に添付してください。
 - ア 沖縄県所得向上応援企業認証制度
 - イ 経営革新計画認証制度
 - ウ 沖縄県人材育成企業認証制度
 - エ 沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度
 - オ パートナーシップ構築宣言企業

(2) 主な審査項目

- ① 適合性
事業の目的に沿った交付申請となっているかを確認します。
- ② 実効性
交付申請は実効性のある内容となっているかを確認します。
事業を円滑に実施する体制（組織、担当者、資金力等）を有しているかを確認します。
事業計画、スケジュールは妥当なものかを確認します。
- ③ 具体性
交付申請の内容が具体的に示されているかを確認します。
事業の効果が具体的に示されているかを確認します。
設定した成果指標（KPI）は妥当かを確認します。

- ④ 新規性・革新性
交付申請に新規性・革新性はあるかを確認します。
自走に向けた戦略性があるかを確認します。
- ⑤ 将来性・継続性
事業終了後も、販路拡大に向けた新たな事業展開が見込まれる事業内容になっているかを確認します。
- ⑥ 波及性
他の県産品等の海外展開につながるような、県内事業者への波及効果が見込まれる内容になっているかを確認します。
- ⑦ 妥当性
積算書の内容（予算の使途、金額等）は妥当なものかを確認します。
- ⑧ その他
各認証制度の取得状況等を確認します。

8 スケジュール

(1) 一次審査

- ① 書面審査
令和8年7月下旬（予定）
- ② 一次審査結果通知
令和8年7月中に、各応募者に対してEメール及び書面で通知いたします。

(2) 二次審査

- ① 審査委員会開催日
令和8年7月末（予定）
- ② 場所
沖縄県庁内会議室（仮）
一次審査結果通知時に、二次審査実施対象者に詳細な場所及び時間をEメールで連絡いたします。
- ③ 留意事項
ア 1応募者あたり、審査委員会会場への入室及び発表者は3名までとします。
イ 各応募者からのプレゼンテーション8分、質疑応答7分を予定しています。
ウ プレゼンテーションは、提出期限までに提出された書類と内容に基づき行うこととし、それ以降に作成又は更新された記載、資料、データ等は審査対象外とします。
エ 説明は提出された紙資料の記載および内容に沿った説明のみとし、プロジェクター等の使用は不可とします。発表者がノートパソコンを持ち込み、手元でデータを参照することは差し支えありません。
- ④ 結果通知予定日
令和8年8月上旬（予定）

9 補助金の交付決定

選定された申請者が出した補助金交付申請書に対し、沖縄県知事が交付決定通知書を申請者に対して送付します。

事業開始は、原則交付決定日以降からの着手としてください。ただし、交付決定日の前日までに支払いや支出が発生しない限り、予約や準備等は行ってもかまいません。

なお、選定後、補助金交付決定までの間に、事業内容等に変更が生じ、補助金の交付条件に合致しなくなった場合には、補助金交付を決定しない場合があります。

10 補助事業の実施

(1) 補助事業の完了期限

補助事業は、令和9年1月末日までに完了するとともに、補助事業が完了した日、若しくは補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日から起算して30日以内、又は2月19日のいずれか早い日までに実績報告書（交付要綱様式第10号）及び支払い状況等を確認する実施要領で定めた添付書類を提出してください。

(2) 補助金の対象経費

補助対象となる経費は交付決定日以後に着手し、実績報告書提出日以前に支払いが完了した経費に限ります。

(3) 計画の変更等

交付決定事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業を変更、中止又は廃止する場合は、あらかじめ県知事にその承認を受ける必要があります。

(4) 報告書類

実績報告及びそれに係る提出書類は、交付要綱第12条及び実施要領第8条の定めによります。

(5) 書類の保管期間

交付決定事業者は、本事業の関連書類について、補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

なお、本事業は交付金を受けて沖縄県が実施する事業であり、補助内容や積算項目等については、諸事情により変更することがあります。

11 収益納付

交付決定事業者には、事業の実施に際し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第7条及び稼ぐ海外展開モデル支援事業補助金交付要綱第

20条に基づく収益があった場合、収益納付を求めることがあります。

交付決定事業者は、補助事業実施中及び終了後の一定期間内に、補助事業の成果に基づく産業財産権譲渡又はそれらの実施権の設定等により収益があったときは、様式第16号による収益状況報告書を知事に提出してください。

12 事業実施の留意事項

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 書類作成及びプレゼンテーションの出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しないものとします。
- (3) 提出書類、審査内容、審査経過については公表せず、応募者自身からのお問い合わせにも応じることができません。
- (4) 交付決定事業者の選定にあたっては、交付申請書の内容を総合的に審査・決定します。具体的な内容と進め方は、交付決定後に県と交付決定事業者間で調整のうえ実施することとします。交付申請書の記載事項について、すべて実施することを保証するものではありません。
- (5) 事業終了時には、証憑を検査し実際に要した額を確定した後、補助率及び補助額の上限の範囲内で支払います。
- (6) 本事業により取得した産業財産権は県に届け出る必要があります。
- (7) 補助金に係る経理について、証憑類を整理し、かつこれらの書類を事業期間の終了年度の翌年度以降5年間保存する必要があります。
- (8) 事業終了後、沖縄県は、効果検証のため補助対象事業者へ資料提供依頼を行うことがあります。

別表

補助金名	補助対象経費	補助率及び補助上限額	要件等
稼ぐ海外展開モデル構築支援補助金	<p>海外展示会出展費</p> <p>広告宣伝費</p> <p>販売促進活動人件費 (販売促進員)</p> <p>謝金 (通訳費等)</p> <p>事務費 (税を除く手数料、消耗品費、通信・運搬費 (商品発送等)、翻訳費等。補助事業で使用されることが特定・確認できるもの。)</p> <p>海外渡航費</p> <p>海外市場調査費</p> <p>バイヤー招聘費</p> <p>商品開発及び改良費 (包装等改良、成分検査に係る費用等)</p> <p>その他、補助事業の目的達成に直接必要なものに限り、知事が必要と認める経費</p>	<p>4 / 5 (80%) 以内</p> <p>1 件につき、5,000 千円を補助上限額とする。</p>	<p>1 社 (1 コンソーシアム) につき年 1 回の申請とし、最長 3 年間まで継続申請可とする。ただし、継続に当たっては、審査会による審議を経て決定する。</p> <p>海外展示会 (商談会、見本市等を含む) への販売促進員の補助対象は 2 人までを補助上限とする。日当単価上限 8,000 円 / 人まで、又は実費のいずれか低い方を上限とする。</p> <p>事業者の海外渡航に係る経費等の要件については、実施要領第 4 条第 2 項の規定による。</p> <p>海外で発行された見積書について、日本語に翻訳の上、見積の内容や金額等の妥当性を県及び県委託業務受託者において事前確認を行うものとする。</p> <p>海外バイヤーの招聘に係る経費等の要件については、実施要領第 4 条第 3 項の規定による。</p> <p>海外展示会等への出展スペースは、必要性等について県に事前説明の上、2 ブースまでを補助上限とする。</p> <p>海外の現地通貨で支払った経費を日本円に換算する際は、申請日の前月末時点における為替レートで換算すること。</p>